

令和5年度 明日香村地域おこし協力隊募集要項

明日香村は、奈良盆地の南東部に位置し、大阪から約40km、奈良市から約25kmの圏内（公共交通で1時間圏内）で、橿原市、桜井市に隣接する都市部から非常に近い場所にある、人口約5,200人の村です。村の中央部を流れる飛鳥川上流には、日本の棚田百選のほか重要文化的景観に選定されている稲渕棚田が広がっています。また、飛鳥時代と呼ばれる6世紀末から7世紀にかけての約100年間、一時期を除いて「都」が営まれ、天皇という称号や日本という国号が初めて用いられ、「律令」が制定されるなど、日本の古代国家が形成された地域であるとともに仏教その他大陸文化の影響を受けながら飛鳥文化が開花した場所です。村内には宮跡・寺院・古墳などの文化遺産が数多く存在し、万葉集にも詠われた自然環境と一体となって歴史的風土を形成しています。平成27年には橿原市、高取町とともに日本遺産に認定され、さらに、奈良県、橿原市、桜井市とともに世界文化遺産推薦書素案を文化庁に提出し、世界文化遺産登録を目指しています。

このような歴史的風土を守るために、昭和55年に村全域を古都法の規制対象区域とし、「歴史的風土の保存」と「住民生活の安定・向上」を目的とした「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」が制定されました。以後、全村で土地利用や意匠形態等の規制が行われ、新たな開発を行うことは難しい地域であり、貴重な歴史文化資源を数多く有しているものの、地域活性化に活かしきれていない状況です。

幼稚園、小学校、中学校がそれぞれ1校ずつ、近隣公園や健康福祉センター、上水道及び下水道、光ケーブル網整備など生活環境の整備を進め、農業振興拠点施設「アグリステーション飛鳥」や農産物直売・加工施設（明日香の夢市・あすか夢販売所・明日香夢の旬菜館）を整備し農業振興を図っています。商工業は、零細的な状況ですが、近年は空き家を活用した飲食店や宿泊施設などの商業施設の増加が見られます。また、定住人口の確保のために、空き家バンク制度の充実や幼小中一貫教育、英語教育や郷土学習などの教育の充実、福祉制度の充実などを行っています。

これまでも対策を行ってきましたが、若年層の流出、少子高齢化の進行、地域産業及び地域社会の担い手不足等、依然として過疎地域の現状は厳しく、特に、人口減少がより一層進むことは、空き家等の発生につながり、集落の存続、地域活力の低下、地域経済の衰退など、様々な問題が懸念されます。また、元来主産業である農林業は、社会変化や後継者不足及び鳥獣害被害の増加により衰退の一途をたどり、農地の遊休地化が顕著な現状となっています。

このように課題がたくさんある村ですが、都市の近くに有りながら、「これまで守られてきた歴史的風土の中に大変貴重な文化財がある」という他の地域にはない特徴を活か

し、村全体を「まるごと博物館」として地域づくりを進めており、その核となる、農村風景の維持と観光振興を本村で一緒に取り組んでみようという熱意や意欲を持った「地域おこし協力隊員」を下記のとおり募集します。

記

1. 募集人員

地域おこし協力隊員 1名（獣害対策1名）

2. 募集内容

【獣害対策】

明日香村役場観光農林推進課配属の上、獣害被害に悩む地域に対して、住民や猟友会等との協働による、獣害対策の活動支援と農業の生産活動に取り組んでいただきます。

主な業務内容は、次のとおりです。

・「被害状況の詳細把握」

情報を得た獣害被害の現場確認、被害者から被害状況のヒアリング業務

・「地域の獣害抑制活動支援」

地元住民との協働による、耕作放棄地や荒廃山林の解消作業の調整及び実施業務

・「猟友会等の活動支援」

奈良県猟友会明日香支部及び有害鳥獣被害対策専門員の活動支援業務

（獣害被害の状況確認及び狩猟技術の取得を含む）

・「農業生産の現場作業」

一般財団法人明日香村地域振興公社での水稻生産を中心とした現場作業業務

また、附帯して次の活動支援にも順次取り組んでいただきます。

・「集落診断事業」

獣害版ハザードマップを集落単位で作成し、獣害防護柵の管理方法を中心に専門家の指導を受けながら集落での防除作業の活動支援業務

・「捕獲した有害獣等の利活用検討業務」

（例）ジビエや角などの積極的な利活用に向けた企画検討や実証業務

3. 応募条件

令和5年6月1日現在の年齢が20歳以上で、次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 大都市圏内をはじめとする都市地域等（「地域おこし協力隊の地域要件について」で検索）に居住し、採用後に明日香村内に住民票を移し、在住できる方
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (3) 心身が健康で、地域協力活動に意欲と情熱があり、積極的に活動できる方
- (4) 任期満了後も明日香村に定住し、就業・起業する意思を持っている方
- (5) ワード、エクセル、パワーポイントなど基本的なパソコン操作ができる方
- (6) 普通自動車免許を取得し、運転ができる方
- (7) 狩猟免許を取得する意欲がある方

4. 勤務条件等

- (1) 隊員には、地域協力活動に対して、報償費を月額160,000円支給します。ただし、支給される金額から社会保険料等の本人負担分が引かれます。
- (2) 隊員には、6月と12月に期末手当を支給します。
- (3) 隊員には、通勤手当を支給します。（通勤距離の条件有り）
- (4) 隊員の地域協力活動の時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり37時間30分とする。活動内容により、基本勤務時間外での活動を行った場合は、代休扱いとする。
- (5) 隊員は、地域協力活動に支障がない範囲内で、村長の許可を得た場合は副業できるものとします。

5. 雇用形態・期間

- (1) 明日香村会計年度任用職員として明日香村長が任用します。
- (2) 任用期間は令和5年度の任用日（採用後、随時）から令和6年3月31日までとする。なお、村長が必要であると認める場合、更新は1年単位、最長で3年まで延長することが可能です。

6. 待遇・福利厚生

- (1) 活動期間中の住居費の一部（但し上限50,000円の範囲内で家賃相当分）を交付します。ただし、引っ越しに係る経費、住居に係る生活用品、共益費、光熱水費、通信費、燃料費等は個人の負担となります。
- (2) その他活動支援として、予算の範囲内（但し上限300,000円）で明日香村が補助する制度があります。

- (3) 健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法に定めるところによりそれぞれの被保険者となるものとします。

7. 応募方法

- (1) 応募期間 令和5年6月26日～令和5年8月7日
- (2) 応募締切 令和5年8月7日（必着）
- (3) 提出書類（提出書類は返却不可）
- ①令和5年度明日香村地域おこし協力隊員採用申込書
（別添、もしくは明日香村地域おこし協力隊ホームページよりダウンロード
<http://www.asukamura.net/>）
- ②履歴書（市販の物で可。写真貼付。）
- ③レポート「私が考える獣害対策と活用方法について」
用紙はA4縦長1枚（横書き 文字数800～1200字程度）
書式は自由。ただし、応募者の氏名を用紙右上に記載。
以上の3点を8月7日（月）必着で郵送。

8. 申込先

〒634-0142

奈良県高市郡明日香村大字橘21番地 明日香村役場総合政策課

TEL：0744-54-9018 FAX：0744-54-2440

9. 選考方法

- (1) 第1次選考
書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知。
- (2) 第2次選考
第1次選考合格者を対象に面接試験を実施。
面接日：8月上旬予定。合格者に文書で通知。
面接方法・場所：合格者に文書で通知。
- (3) 最終選考結果の通知
第2次選考後、結果を全員に文書で通知。

10. 採用日

最終選考結果通知後随時

1 1. その他

募集に関する質問は、質問書に『質問内容・住所・氏名・連絡先』を明記の上、原則メールまたはFAXにて送信ください。送信後、質問書の受信確認を電話にてしてください。

※メールアドレス、FAX番号、電話番号は下記問い合わせ先を確認ください。

1 2. 問い合わせ先

明日香村役場総合政策課 地域おこし協力隊担当

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

TEL：0744-54-9018 FAX：0744-54-2440

メール：seisaku@tobutori-asuka.jp

電話受付時間：8時30分～17時15分（平日のみ）

令和5年度 明日香村地域おこし協力隊採用申込書

明日香村長 様

住 所：
氏 名：
連絡先：(TEL)
(E-mail)

令和5年度明日香村地域おこし協力隊の募集に下記書類を添えて応募します。

履歴書

レポート

備考（何か特別な連絡事項等がある場合に記入）
